

岡山県内で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
みずほ銀行	0120-324286(11#)	日本住宅ローン	03-5802-5050
三井住友銀行	0120-325-023	東京クレジットサービス	03-5226-3681
三井住友信託銀行	金融機関のホームページでご確認ください	アルヒ (IBSBIモーゲージ)	(岡山店) 086-241-5552 (倉敷店) 086-430-3123
イオン銀行	金融機関のホームページでご確認ください	旭化成ホームズフィナンシャル	0120-860-453
楽天銀行	0120-456-225	全宅住宅ローン	082-545-2721
住信SBIネット銀行	0120-433-151又は 03-6737-9173	ファミリーライフサービス	0120-027-035
鳥取銀行	0857-37-0267	あいおいニッセイ同和損害保険	03-5789-7112
山陰合同銀行	0852-55-1000	財形住宅金融	金融機関のホームページでご確認ください
中国銀行	086-241-3808	優良住宅ローン	082-258-2778
広島銀行	0120-293-801	ジェイ・モーゲージバンク	0120-035-235
トマト銀行	086-800-1810	オリックス・クレジット	0120-2662-35
もみじ銀行	0120-808-077	トヨタファイナンス	052-527-7411
おかやま信用金庫	086-223-7429	日本モーゲージサービス	0570-035-460
玉島信用金庫	086-526-1351	シャープファイナンス	06-4964-6561
しまなみ信用金庫	0848-62-7114	LIXILホームファイナンス	0120-175-553
笠岡信用組合	0865-62-3100	ハウス・デポ・パートナーズ	03-3517-1100
中国労働金庫	0120-86-3760	クレディセゾン	0120-235-551
スルガ銀行	0120-50-8689又は 0120-70-8655	一条住宅ローン	0120-516-171
阿波銀行	0120-106-023又は 088-654-7525	ミサワフィナンシャルサービス	03-6316-3662
百十四銀行	087-869-2114	ヤマダファイナンスサービス	027-345-8023
伊予銀行	0120-14-2414		
四国銀行	088-871-2423		
香川銀行	087-867-6888		
愛媛銀行	089-933-1117		
高知銀行	088-871-1752		

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初 5 年間	【フラット35】の借入金利から年▲ 0.25%

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、子育て支援や地域活性化のために和気町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する和気町の補助事業(『和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除』又は『和気町空き家改修補助金』)による補助とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、
 当初5年間 年▲**0.5%**
 6年目から10年目まで 年▲**0.25%**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、
 当初5年間 年▲**0.5%**

例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約110万円お得！**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約77万円お得！**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約38万円お得！** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.33%(平成31年1月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)。また、和気町の補助事業が終了した場合も受付を終了します。詳細は和気町にお問い合わせください。

(注2) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。また、住宅金融支援機構中国支店地域営業グループ(Tel.082-221-8654)までお問い合わせください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

※ 【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】のお問い合わせ先	和気町の補助事業のお問い合わせ先	
	和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除	和気町空き家改修補助金
住宅金融支援機構中国支店 地域営業グループ 082-221-8654	和気町 税務課 0869-93-1124	和気町 まち経営課 0869-92-4589

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
〈フラット35サイト〉
www.flat35.com

0120-0860-35 (通話無料)
 営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
 ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
 048-615-0420 (通話料金がかかります。)

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、和気町から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件

－【フラット35】子育て支援型(若年子育て)の場合－

和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除

の対象で、かつ、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 和気町内に住宅を新築または購入すること
- 補助申請者（補助申請予定者を含む）又はその配偶者のいずれかの年齢が住宅取得日時点で満40歳未満であること
- 住宅取得日時点において、中学校修了前の現に同居し扶養する子があること
- 課税免除の合計見込額が、新築で20万円以上、既存住宅で15万円以上あること

－【フラット35】地域活性化型（空き家対策）の場合－

和気町空き家改修補助金

の交付対象で、かつ、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 和気町空き家情報バンクに登録された空き家を購入し、改修すること
- 補助申請者（申請予定者を含む）が、現在、和気町外在住の方で町外に3年以上引き続き居住している方、又は和気町へ転入して1年以内の方で転入前に町外に3年以上引き続き居住していた方
- 補助対象者またはその配偶者が18歳以上60歳未満の方、または中学校卒業までの子供を扶養している方

和気町の補助事業の概要

和気町若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除

～和気町では「若者の定住化」を目的とし、新築住宅及び中古住宅に係る固定資産税の一部を免除します～

【減額の内容】

- 120㎡を限度として、5年間、家屋分の固定資産税を半額軽減します。

【減額の対象（下記以外にも要件があります。）】

- 2015年1月2日（2016年度課税）から2020年1月1日（2021年度課税）までに新築または購入（相続・贈与を含まない）された居住用家屋（アパート・賃貸を除く）。

和気町空き家改修補助金

～和気町への移住促進および空き家の有効活用を目的として、町内の空き家を改修して町外から移住を希望する方を対象に、費用の一部を補助します～

【補助対象要件（下記以外にも要件があります。）】

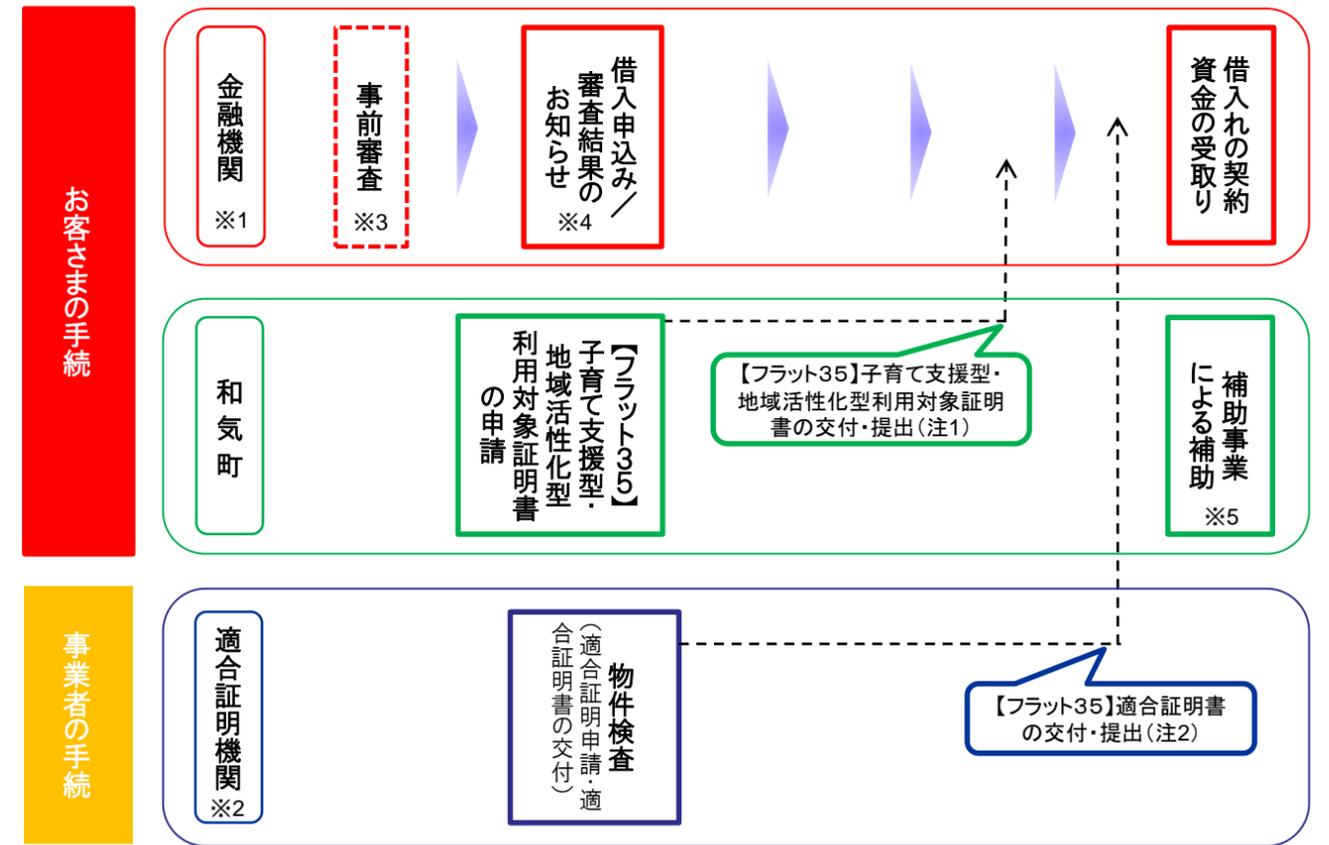
- 和気町の住民基本台帳に登録されていない、または記録されて1年を経過しない方。
- 町外に3年以上居住している方、又は居住していた方。

【補助額】

- 改修費の2分の1 ※補助金の上限額：50万円

※詳細は、和気町ホームページをご確認ください。

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、和気町および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。
 (※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。
 (※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。
 (※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込み後の正式な審査結果を約束するものではありません。
 (※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。
 (※5) 補助事業は、和気町の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。